## 令和2年度 第2回大阪府成年後見制度利用促進研究会 議事概要

◇日時:令和3年3月12日(金) 午後4時から午後5時30分まで

◇場所:國民會館武藤記念ホール 中ホール

◇議題:『地域における公益的な取組』としての法人後見について

# 1. <u>I 成年後見制度利用促進の背景・必要性及び社会福祉法人による法人後見に対する</u>期待

(資料「『地域における公益的な取組』としての法人後見について」(P.1~P.10)について事務局より説明)

O1 ページから 10 ページにつきましては、前回の資料同様この制度の成年後見制度のニーズから始まり、この制度の必要性、また、この法人後継の担い手の今後についての期待というところをまとめています。

〇この資料につきましては、今後、社会福祉法人に対しての周知活動や、市町村に対しての 周知活動の際にこの資料を活用して、説明していこうというように考えています。

## 2. Ⅲ「地域における公益的な取組」としての法人後見

(資料 P.11 について事務局より説明)

- 〇専門職団体のこのスキームにおける協力関係ということの位置づけを入れています。
- 〇また、今後の各市町村における地域連携のネットワークにおいても、専門職団体の協力というのは不可欠な部分と考えます。
- 〇続きまして、その他の全体スキームにつきましては、変わりありません。

## (資料 P.12について事務局より説明)

- 〇市町村、大阪府社会福祉協議会の役割について、前回は具体的に明示ができていなかった 部分を追加し、各主体の役割分担ということで整理しています。
- 〇この点について、当資料全てを市町村の方に投げかけをして、意見を集約しているところです。とくに、この市町村における具体的な役割がわかりにくいという意見が、複数ありましたので、今後事務マニュアル等にきちんと落とし込みをして、今後、市町村に対して説明していこうと考えています。
- 〇特に市町村、大阪府社会福祉協議会そして大阪府の役割として、まず、大阪府は、全体的の総合調整というところ。府として府内全域への周知PRや、厚労省に対し、この新たな取り組みをPRしていくというところは、大阪府が担うところと考えています。
- ○登録事務全般については、大阪府バンク登録として、法人からの申請受付と一覧の管理を、 大阪府で行います。
- 〇あと、マニュアルを作成し、法人向けと市町村事務向けを進めていきたいと考えています。

- 〇運営につきましては、総合調整という役割で全体的に今後の事業のあり方について検討 をしていくということで、企画会議等をもつことを考えております。
- 〇大阪府社会福祉協議会では、大阪府からの事業を受託し、養成研修の実施、受任調整会議の開催、あと、活動支援の部分での専門相談の実施を考えています。損害賠償保険手続きにつきましては、相談中でございます。
- ○実際のところ、団体保険での提案をいただいており、さらに内容を詰めていきたいと考えております。
- 〇続きまして、市町村の役割です。これについて、養成の部分は、基本的に養成研修自体は 大阪府社会福祉協議会で実施し、その受講者の状況把握や、担当課の明確化、これは今後の 中核機関地域連携のネットワークとしても必要な部分と考えており、窓口の一本化を進め ていただくことを考えております。
- ○また、バンク登録一覧の管理ですが、大阪府が提供する法人の一覧を保存管理・活用ということです。
- 〇記載している法人活動の支援という部分は、受任調整の議案提出・調整というところと、 日常相談の実施。法人との連絡調整が必要で、情報交換の実施、活動交流会への参加や緊急 連絡体制の整備を考えております。
- 〇これらが主な役割として考えているところです。

#### (委員)

〇説明があった 10 ページの活動支援で、大阪府社会福祉協議会の専門相談について、市町村の役割には専門相談という文字が全くないけれども、このあたり、市町村の関与というのは考えられていないのか。

## (事務局)

〇専門相談の調整等につきましては、大阪府社会福祉協議会で専門職団体に連絡調整を行うことを考えており、それについて市町村の関与というのは含めてはおりません。

### (委員)

〇となると専門相談のところで、具体的に定期を中心として、法人の後見活動についての状況の把握等の具体的な家裁への提出書類を整えていくということだが、それを市町村が受けずに、日常の相談を受けるということになるのは、情報の共有や把握のない中で、どうなるのかと思いました。専門相談と日常の相談というのは、連動したものですから、ここが分離したままでうまくいくのかと思います。

## (事務局)

○一度、専門相談における市町村の位置づけについて、中で整理して考えたいと思います。○オブザーバーの方から市町村と法人との関係の構築の方法や市町村に対して求められる

日常的な支援的な部分がございましたら、ご意見ください。

## (オブザーバー)

○法人が所在している市をイメージしながら考えたところ、後見にあたる案件が上がって くるのは、生活保護、障害、高齢介護の三つの窓□の担当者から上がってくるのかと考えま した。

〇その時に、相談にいく課の担当者によって意見が違うことにより法人までたどり着かないということがあってはならないと考えました。そのために法人後見が必要な事例については、窓口を一本化していただき、受任後も市町村担当者との信頼関係が気付いていける、そのためにも初めのところが非常に大事なのではないかと考えます。

〇法人の受任後は、どんな支援が必要となるかは今のところ支援しつつ、関係機関との情報 交換をきちっとしていくことが必要と考えます。

○また受任時に、被後見人の情報についての記録物があると思います。法人としてはその方を長く支援していくことになります。最初は在宅で、次の段階で施設入所となり、市町村をまたいでいくことがあり得ると思っています。その時に必要書類が、市町村、施設間等で違いが出てこないようにできれば大阪府下ではその方に関する記録物は一本化していただきたい。記録物が煩雑にならず、それまでの経過が理解でき、継続支援が可能ではないかと考えます。

〇あとは、どのように法人が支援していくかを専門職団体の協力を得ながら(法人が)支援 能力を高められるかです。

○受任する法人としては、ネットワークの構築をお願いしたい。

## (事務局)

**○ありがとうございました。他にご意見ございませんでしょうか。** 

## (委員)

〇12ページの各主体の主な役割の欄外にある※2 行について、法人の所在する市町村は 養成のところを、後の活動のところは、ご本人の居所としているので、市町村が変わるとい うことですか。例えば、A 市に法人の所在があり、B 市が活動を依頼することで、そこです でにスタートのときから、同一市町村ではないということもあるということか。

## (事務局)

- 〇そういった状況は、ありえると考えています。実際にどれだけの件数が起きるかというの はわかりません。
- 〇続きまして、市民後見人の養成との関係で、前回ご意見を頂戴していた部分で、13 ページ目の方の資料の説明の方に移らせていただきます。
- 〇このページは、担い手の確保に係る大阪府の基本的な考え方です。

○大阪府では全ての府民の方々が居住地に影響されることなく、誰もが成年後見制度を利用することができるよう、制度の担い手の確保に努めて参ります。

〇ついては、市町村に対し引き続き市民後見人の養成事業への参画を促進するというところを引き続き全市町村への事業への参画というのを促進して参ります。

Oそれと並行いたしまして、法人後見の支援体制整備というのも実施主体は大阪府として 来年度以降、進めていきたいと考えております。

〇本事業、成年後見を利用する誰もが利用できる幅広い事業参画を社会福祉法人に府から働きかけます。市町村に対しても、この事業に参加すると同時に市民後見人の未実施自治体に対しては、おおむね3ヶ年の間に検討を促し、最終的に、全市町村の市民後見人の養成ということも実施ということを想定しております。

○つきまして、後見人等の候補者の選定については市民後見人の優先ということにしております。まず優先的に検討していただくということを、今後も続けて考えていきたいということを市町村の方に説明しつつ、未実施のところについては参画を早々に進めていただくように働きかけをしていくということで、法人後見の体制整備を進めつつ法人市民後見人の養成の参画いただくように働きかけをやっていくということが大阪府の今後の基本的な考え方にしております。

〇前回この辺りについて、先生方から特にご意見を頂戴したところですので、改めてこういった形で大阪府の考えを明記させていただいたところです。これにつきまして、進め方等ご意見いただきますようによろしくお願いいたします。

## (委員)

〇今の説明の13P(2)②の部分で、市民後見人と法人後見のスキームの大きな違いは、 市民後見の場合は、まず申し立てで、家庭裁判所から推薦依頼を受けて初めて受任調整をす る。

〇法人後見の場合は、申し立てる前に、十分調整をしてから候補者を決めた上で申し立てをする、その決定的な違いがあると伺っておりますが、ここで家庭裁判所から市町村等への推薦依頼がありという前提がありますと、法人後見においても、家庭裁判所から市町村へ推薦依頼があるのかと誤解を招くのではないかなと思いますので、ここの書きぶりだけちょっとカットするなりしていただけた方が良いのではないかなと思いました。

## (事務局)

○特に資料の方の説明の方に移ります。(P.16 ~17の説明)

## (委員)

○16 ページの表で、高額資産がないの②番が気になっていまして、委員の皆様からご意見いただきたいと思いますが、後見報酬はともかく、後見事務費を資産から支弁できない方というのを、必ず必要な条件の一つに挙げているというのが現状ですけれども、この全てに該

当する方なので、例えば市民後見人活動では、月々の事務費は 3000 円ぐらいで、事務費を資産から支弁できない方というのは、あまりに限定し過ぎて、対象者がすごく少なくなってしまうのではないかなと個人的には思っていまして、17ページの表の一番左下のところも同様です。

〇「後見事務費を支弁できない」の書きぶりを、条件の一つとしてしまうことによって、受けられない、受けたいけど受けられないみたいなことになってしまったら元も子もないと思いますが、いかがでしょうか。こういう方は、結構おられるでしょうか。

## (委員)

- 〇案件として、かなり報酬も事務費も支弁できない方はいらっしゃいます。その方が、後見が必要だけれど担い手がいなくて困っているという状況もあるかと思います。
- 〇折角、社会福祉法人の方で受けてはいただくということで、報酬はともかく事務費を支弁 できないというのは、どうかと思います。
- 〇それ以外で気になっているのが、16ページで欄外の※1 つ目の専門職の支援をうける ことで受任するケースがありますが、それはリレーを想定されているのか。

## (事務局)

〇リレーを想定しているわけではなく、当初から法人で受けて頂き、専門職の支援により対 応できる案件です。

### (委員)

- 〇了解しました。
- ○あと、M 法人が所在する A 市の住民の方が在宅の方で、M 法人が法人後見を受けられて、 その方に措置が必要になるケースの場合、A 市では法人が限られていて、その入所先が M 法人の施設でしか空きがない場合が、出てくると思いますが、その場合は、法人後見はどう なりますか。緊急ショートを利用するといった場合はありえるのではないか。

### (事務局)

- 〇利益相反が考えられるのであれば、継続受任いただくことは難しいと考えます。その際は、 交代の必要性が出てくるのではないかと。は、考えます。
- ○ただ、どうしてもそこの法人のそのしかないのか、それとも他にないのかということは検 討すべきかと思います。
- ○利益相反が起こり得るのであれば、それは受任継続っていうのは難しいのではないか。

#### (委員)

○緊急ショートといった場合は、例外的に認めていただくといったことも検討いただけれ ばと思います。

## (委員)

〇利益相反関係の可能性については、受任調整の段階で、在宅の方で、法人が実施する事業 の範囲の対象者である場合には、リスクがどれぐらいあるかということを考えて、そのリス クが高い場合は、他法人を調整することになるかと思うので、おそらく、受任してから考え るというより、受任調整が非常に大事になってくるように思います。

〇おそらく、例外規定がありきではないと思います。受任調整のあり方について、丁寧に検 討する必要があると思います。

## (委員)

〇私も支弁できないという形で後見がいるというのは、おかしいのかなと思います。

〇それと先ほどの説明では市民後見を優先するという話があって、ここでは、この本人の資産状況によって、市民後見と法人後見の色分けができてしまっているところは、市民後見が優先というのが、この状態だったら別にそういうことを書く必要がなくなってしまうのではないか。

〇それと、受任調整会議で、市町村がいろんな書類を作っておられると思うが、今回、法人 後見ということで、これまで作っている書類以外に、また新しいものを作らないといけない とか、市町村の事務が増えていくのではないかと思います。

〇その辺を、市町村と調整が全然できていないまま、これを進めていくというのは、混乱を招くのではないかと思います。

## (事務局)

〇市町村事務につきましては、今後市町村に対する事務マニュアルを含め具体的に作成を していこうというと考えておりますので、そのあたりで、なるべく市町村に事務負担が起き ないように配慮しながら、事務マニュアル等を考えていきたいと、思っております。 ありがとうございました。

では、次の意見を頂戴したいと思います。

### (委員)

私も同じ意見です。事務費が出せない方もいるが、限定する必要はないと思う。のと、委員が言われたように、後見が入ることでお金が貯まっていくというのもある話なので、状況が変わっていくというところを考えると、限定しすぎない方がいいと思います。

## (事務局)

続いて、お願いいたします。

## (委員)

- ○対象者を明らかにした方がいいということは前から思っていました。また、事務費を助成している市には、この区分けはあまり関係ないかと思います。
- 〇現場の話を聞くと、障害のある方の親御さんの話で、どうしても後見制度に繋がらないという実態がある中では、こういうニーズは、すごく多いと思います。そういった意味で、活用する可能性の縦軸横軸として読むと、資産要件は関係ないと考えます。
- 〇支弁できない方に、限定はしなくていいのではないかと思います。支弁できる方の中にも、 必要な方もいるという気がします。

## (事務局)

次にお願いいたします。

## (委員)

- 〇委員が言われたように、行政の方で後見事務費の補助があり、市町村によってばらつきも 出るのかなと思いました。
- 〇そういう意味では、今回の法人後見の肝いりというか狙いは、市民後見と比べて専門性が 高いということですので、専門性の高さというようなところが出ているところを注視して、 考えていけばいいのかなあと思っております。
- ○特に、この受任への限定しない方がいいかと思います。

## (委員)

- ○事務費を支弁できないということを要件にしたのは、市民後見人との整理するため。
- 〇市民後見人の養成事業の実施を優先に行うことが条件になっていないが、運用で、3年間に集中的だとか、ということを書かれているけれど、そこがきっちり運用されていくのならいいが、そういう点で、事務費を支弁できないという限定する要件があるのなら、市民後見人との重なる部分は、違いがでてこないことになるので、あることでよいのではないか。
- 〇17 頁の図で、真ん中から下の市民後見人との重なる部分で、市民後見人の優先であるとか、市民後見人を広げていくことに逆効果にならない運用にしていただけるのなら、なくていいと思います。

#### (事務局)

続いてお願いします。

## (委員)

- 〇市民後見人の方が後見事務費を支弁できるものに限定するというのは、当然のことだと 思います。
- Oただ、法人後見の要件というと、社会福祉法人の福祉的な専門性というところを生かして いただくところと、障害のある方で、例えば、在宅で生活されているような場合、工賃とか

を、ご本人のために使う余剰として残してというようなケースもおそらくあるのではないかなと思いますので、限定することはないと思いました。

○事務費がないケースは、あります。

## (事務局)

次お願いします。

### (委員)

- 〇おそらく、17ページの図そのものは、本来だったら市民後見人の養成と支援体制が、全 市町村に体制整備が終わった後に、おそらく法人後見活動を議論するという前提であれば、 このようにややこしくはなっていなかったと、率直に思います。
- 〇そういう意味でも、事案の役割分担をどうしていくのかということに立ち戻った時には、 法人後見でなければならない案件というと、長期的に支援をするというところが1点。
- ○あと、その地域で、専門的な支援をして解決をしていくということではなくて、長期的に その地域で、根付いた生活を支援していくという観点で、地元の法人が、後見するというよ うなことが、イメージの土台になると思います。
- 〇事務費については、それほど絶対要件になるかというと、皆さんが言われるように、違和 感があって、ただ、養成が地元、支援が他市だという場合に、そもそも地域ネットワークを 使わないとか、交通費等々が発生しますが、そこを論点にしないということであれば賛成か なと思います。
- Oけれども、分担みたいなことをしないと、非常に曖昧になってしまわざるを得ないと思いました。

## (オブザーバー)

- 〇法人後見につきましては、こちらとしても、担い手の確保という意味で非常に期待しているところではあります。
- 〇一方で皆様のご意見の中にも多数ありましたが、市民後見人を優先するというところは 残してほしいと思っております。
- 〇後見事務費が、支弁できるかできないかということを要件にするかというところにつきましては、もともとあったこの市民後見人を優先するための要件として入ってきたものだと思われます。
- 〇皆様のご意見を伺っていると、必ずしもここで分けるべきものではないのかもしれない なと思った次第ではあります。
- ○ただ、やはり市民後見人は優先すべきだと考えております。
- 〇法人後見のメリットとして、皆様方から長期的な支援が可能であるといったような、ところが出てきていたと思いますので、今一度そのような視点からも、市民後見と法人後見の要件について見直す必要があるのかなというふうに思った次第です。

## (オブザーバー)

- ○受ける側ですので、選べないですね。
- ○その方が支弁できるかできないかは、法人にはあまり関係ないと思います。

#### (事務局)

Oまた改めまして後見事務費の支弁の有無につきまして、基準とさしていただくかどうかは、内部検討させていただきたいと考えます。

他にご質問等ございませんでしょうか。

### (委員)

O2点、確認したいことがあり、この法人後見の話が広がっていくにつれて、必ず起こるだろうという質問で、15ページをちょっと確認いただきたい。

〇法人後見専門員職員養成研修の実施について、一番表の右側の修了要件で、修了書を本人に交付と、つまり、終了された職員名で修了証を交付するということになるかと思いますが、この場合、仮に社会福祉法人が高槻市と岸和田市に二つの特養を持っていて、二つの拠点があると、高槻市の職員を今回研修に派遣した。

高槻市の職員が修了したとなった場合に、岸和田市では、法人後見を受任することができないのか。

〇その高槻市の職員、修了証を持っている職員でないと、この法人後見活動に携わることができないのか。

O2 年 3 年後に、高槻市の修了者の職員が、岸和田市の施設に拠点に異動になった場合には、今度は岸和田市で受任できるけれども、高槻市では受任できなくなるのか、そのあたりの整理が必要かなと思っております。

ロマニュアルとかオープンにする前にここは必ず整理しておく必要があると思っておりますので、ご検討いただけたらと考えております。

というのが一点。

〇もう 1 個だけ、最後ですが、先日、消費生活センターが主催された会議に、参加させていただく機会がありまして、そこで言われていたのが、各市町村で「消費者安全確保地域協議会」という協議会の設置が今進んでいて、利用促進の中核機関や協議会の設置の構図とすごく似ているなと思ったのが、大阪府が弁護士会と一緒に、全市町村への設置を働きかけているというふうな取り組みの最中でして、そこで消費生活センターの職員が言われたのが、権利擁護の分野でも協議会が設置されると聞いていると、それぞれ縦割りで設置したら、市町村の負担も大きくなるし、非常に非効率だと、何とかこの消費者安全確保地域協議会と、権利擁護の協議会の連携といいますか、省力化と言っていいのか、一緒になってやっていく部分というところも意識しておく必要があるのではないかと、いうことを言っておられて、この消費者被害という観点からも、成年後見とも深く関わる分野だと思いますので、意識的

にこの消費者安全確保地域協議会と、権利擁護支援の協議会の連携を図っていく。 ということを発信していくことが、もしかしたら有効な方法の一つなのかなと、28ページ の協議会設置という資料を見ながら思ったところです。 以上2点です。

## (事務局)

〇先ほどのご意見でありました市町村における中核機関の整備というところの協議会等の 設置の 28 ページの資料の内容につきましてなんですが、たしかに市町村の中では、様々な 協議会委員会の立ち上げを国の方からも言われておりまして、消費生活センターから聞いたことがあります。

〇どれが一番いいのかということは、検討いただいた上で協議会を設置していただくということで新たに立ち上げるというよりも、これから立ち上げられる協議会の中で一緒にこの成年後見の利用促進を考えていただくというのもそれは働きかけとしてさしていただこうと思います。

## (委員)

〇今市町村に対して国の要請に基づいて、すごくたくさんの協議会を作るということが言われています。

〇地域安全の推進会議置とか設置されてないところに対しては、いくつかのそこまでクリアしていかないといけない印象があると思いますが、一緒にやっていくのは一つのアイディアとしてはあるかと思います。

## (事務局)

〇補足させていただきたいところでございますが、15ページの養成研修のカリキュラムです。

〇項目数等に変更はございませんが、内容として市民後見人の活動の内容であったりとか、 あと保佐補助の内容についても、カリキュラムの内容がちょっと薄い部分がございました ので、その分につきましては同意権であったり代理権を理解していただくと、いうところの 部分も基礎的な部分として盛り込みをさせていただこうということで考えております。

〇また、市民後見人の活動や、日常生活自立支援事業といった、権利擁護とその支援の基本的な考え方、内容をつきましては、これも権利擁護支援の基本として、基礎部分のところで、説明を入れさせていただくということで少し内容を組み替えさせていただいて、今のところカリキュラムを確定させていこうとしております。

## (委員)

〇研修内容のところで、実際現場では、市民後見人活動や、医療の方では医療同意医療同意 の問題というのがやはり、この 1 年間でもいろいろありました。 〇現場の相談員の方は入所できるという話が結構あるけども最終的な決定段階で、入所が 断られるというのが、残念ながらまだ若干あるのが現状です。

〇そういう意味では、今回の法人後見で、一番、社会福祉法人に期待しているところが、法人後見の方に、成年後見制度であったり市民後見人であったり、また身寄りのない方の施設入所の話が普遍的に広がっていくことで、理解が進められたら非常にありがたいなというのが、現場の立場では、ぜひ研修の中で話していただきたいと思っています。

## (事務局)

ありがとうございました。また具体的に講義いただく先生方と、そのあたりも踏まえて講義 いただくよう検討いたします。

## (委員)

〇市町村が、市民後見人養成もしてない法人後見の養成もしてないとなったときに、社会福祉法人が受任をした、A市に住む人の相談をするのは、A市の窓口の々とすれば、A市は市民後見人のことも知らない、法人後見も知らないけど、たまたまそこにご本人が居るから、その人の担当窓口になるけども、質問しても相談しても、わからないみたいなことに対して、この資料に対策がないが、まだ、府内市町村において、地域連携ネットワークや市民後見人の体制というハードがところはできていない。

〇日常生活の相談窓口を設置していただければならないと思うが、そのあたりの整備についてはどのようにお考えか。

## (事務局)

〇まず働きかけとしてはそこが非常に重要なところと思います。

○ただやってくださいと言って、なかなか市町村難しいと思うので、具体にどういうことがあるのでこういうことを始めてくださいというような、丁寧な説明の仕方を考えないといけないと思いますが、何が必要でこういうことがやっていただかないといけないということは、きちんと市町村に説明し市町村で体制を整えていただくことは想定しています。

〇これによって、相談窓口を一本化していただく、また、受任調整を経験していっていただいて、経験を積んでいただくことで、今後の地域連携ネットワークや市町村の中核機関の設置が促進されていくのではないかと考えておりますので、そこは委員のご意見を踏まえて市町村には丁寧に説明をして、働きか家の方法は、検討させていただきたいと考えております。

## (委員)

〇職業柄お金がついて考えたけれども、予算がついているってことは、それも来年度の活動 について予算化しているので、固まっているっていうことですよね。

〇こういう資料を見ても、来年度にどれだけの法人後見について進めていかれるのかとい

うのが見えないですが、そういったところを説明ください。

## (事務局)

〇予算として、今般積み上げているのは、研修のカリキュラムについて、実際に行うという ところの予算として、会場費や講師料を算出さしているところです。

〇あと、受任調整までを想定し、そこから最低限の回数、専門相談を受けている各法人様が 10ヶ所想定して、専門相談の回数というところで、一定は積み上げいるところです。

では本日は貴重なご意見、をいただきまして誠にありがとうございました。

本日いただきましたご意見を踏まえまして、来年度、令和 3 年度より地域における広域的 な取り組みといたしまして、法人後見を支援する体制整備というのを進めてまいりたいと 考えております。

以上